浜田地区広域行政組合監査委員告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和８年２月26日

浜田地区広域行政組合監査委員　野上　俊文
浜田地区広域行政組合監査委員　大谷　　学

記

1　監査の対象

年度	令和７年度
期間	令和７年４月１日から令和７年11月30日
範囲	(1)一般会計歳入歳出予算執行状況
	(2)介護保険特別会計歳入歳出予算執行状況
	(3)浜田地区広域連携推進事業基金及び 浜田地区広域行政組合介護給付費準備基金の管理状況

2　監査の日程及び場所

日程	令和８年１月26日
場所	エコクリーンセンター研修室

3　監査の方法

監査資料に基づき所属長、関係職員から説明を聴取した。また、証票類、通帳及び証書等、関係書類を照合した。

4　監査の結果

財務事務の執行等については、法令等に準拠しておおむね適正に執行されているものと認められた。運営全般については、以下のとおり意見した。

(1) 介護保険料の徴収に当たっては、未納に対し早期に対応し、滞納につながらないよう努めること。

(2) 介護保険料の見通しについては、なるべく早い段階で情報提供を行い、住民の理解を図るよう努めること。

(3) エコクリーンセンターの運営においては、火災によって稼働が停止することがないよう、予防的措置に取り組むこと。

(4) エコクリーンセンター基幹的設備改良工事について、市民への説明に努めること。

以上